

滝山団地居住者の皆様 —防火管理者の選任について—

東久留米消防署

【防火管理者の制度について】

●居住者が50人以上の共同住宅では、

防火管理者を選任し、消防署に届け出なければなりません。(消防法第8条)

・原則、号棟ごとに防火管理者が必要です。

・ある防火管理者が、別の棟の委託を受けて別の棟の防火管理者を兼務することもできます。(条件があります。別途相談してください。)

●また、防火管理者は、消防計画を作成し、消防署に届け出なければなりません。
(消防法第8条)

【◎まず、ここをチェックしてください！】

お住まいの棟に何人居住しているかを確認し、消防署に連絡してください。

電話 042-471-0119(東久留米消防署・防火管理担当・北丸きたまる)

居住者が50人未満なら、防火管理者の選任・消防計画の作成の義務はありません。

【防火管理者になるには】

「甲種防火管理講習」(2日間)を受講した「甲種防火管理講習修了証」が必要です。

・修了証をお持ちでない方は、消防署で講習を予約することができます。

【会場】立川防災館(立川駅からバス約10分)

消防技術試験講習場(JR秋葉原駅から徒歩5分) など

【わかるまでご説明します！】

届出書の書き方、訓練のやり方、その他消防に関する事ならなんでも、消防署にお問い合わせください！ 消防署の各係から回答します。

東久留米消防署 予防課 防火査察係 本日の担当:川上・北丸

042-471-0119 平日17時まで

●防火管理者の選任が必要か、確認してみましょう！

お住まいの棟の居住者は
合計**50人以上**？

はい

いいえ

防火管理者の選任は
必要です(義務)

防火管理者の選任は
必要ありません

甲種防火管理者講習の修了証を持っていますか？

はい

いいえ

消防署で**甲種防火管理者講習**を申し込む

申し込んだ会場で防火管理講習を受講
修了証を受け取る

消 防 署 に 届 け 出

①「防火管理者選任（解任）届出書」

②「消防計画作成（変更）届出書」

自衛消防訓練を年1回実施する

（消火、通報、避難）※防災訓練と同じ日に実施も可能

「自衛消防訓練通知書」

防火管理者が変更(交代)になったら...